

～市民活用施設をご予約されるお客様へ～

「施設の予約について」

電話、窓口での受付は仮予約となり、使用許可申請書を提出することで予約が確定されます。仮予約から1週間以内に申請書の提出をお願い致します。申請書類等は直接窓口で受け取る以外に、ホームページからダウンロードができます。(FAXでの取得をご希望の方は、お申し出ください。)
仮予約から1週間以内に申請書が提出されない場合、予約が無効になる場合があります。期日までの提出にご協力下さい。

「ご利用までの流れ」

ご希望の施設の空き状況を確認し、電話や管理室窓口で仮予約をして頂きます。



仮予約から1週間以内に申請書をご提出頂きます。



申請書の内容に基づき、管理室より利用料金請求書を発行致します。



原則、ご利用日前日までにお振込み、または窓口にて、利用料金請求書に記載された金額をお支払い頂きます。
※振込手数料はお客様ご負担になります。



お支払の確認後、利用許可書を発行致します。

「予約の取り消し、変更について」

予約確定後の取り消し、変更に関しては、キャンセル料が発生致します。金額は以下の通りです。

- (1) 利用開始3日前までに利用の取消しがあった場合 → 5割
- (2) 利用開始3日以内に利用の取消しがあった場合 → 全額
- (3) 天災その他利用者の責めに帰すことができない事情により利用できなかった場合
→ 料金は頂きません。

～施設利用時の注意事項～

- ・ご利用当日に利用許可書をご持参し、受付へご提示下さい。確認後、施設を開錠致します。
- ・利用時間を厳守して下さい。なお、利用時間は準備・片づけを含んだ時間を申請して下さい。
- ・飲食は事前の許可が必要です。必ず申請書に記載して下さい。(申請書に記載のない場合の持ち込みは認めません。)
- ・喫煙は定められた場所で行い、吸い殻は灰皿に入れて下さい。
- ・施設利用時に出るゴミは、予約団体で責任を持って持ち帰り、施設内には捨てないで下さい。
- ・条例第17条第1項の規定により、利用者には原状回復の義務があります。施設利用後は、スタッフの点検を受けて下さい。
- ・上記のほか、公序良俗に反する行為を避け、いちゅい具志川じんぶん館条例及び同施行の規定を遵守してご利用下さい。

ご不明な点がございましたら、じんぶん館管理室(098-982-4140)へお問い合わせ下さい。

いちゆい具志川じんぶん館施設等利用許可申請書

いちゆい具志川じんぶん館
 指定管理者
 一般社団法人プロモーションうるま 様

平成 年 月 日

所属団体名
住 所
代 表 者 名
申 請 者 名
連 絡 先

次のとおりいちゆい具志川じんぶん館を利用したいので、許可くださるよう申請します。

催物名称							
利用内容						参加予定人数	名
利用日	年 月 日 (曜日)					※複数日利用される場合はこちらに日をご記入下さい。	
利用施設 及び 利用時間 (準備・片づけ時間を含む)	※利用する施設と時間 区分内の空欄に○印を 記入して下さい。		市民活用施設				その他
			市民 研修室	市民 会議室	市民 活用室	大研修室	
	午前	9時～12時					
	午後	13時～17時					
	夜間	18時～22時					
	昼間	9時～17時					
	昼夜間	13時～22時					
	終日	9時～22時					
冷房施設の利用	利用する ・ 利用しない						
参加費等	有 ()円 ・ 無		物品販売		有 () ・ 無		
利用機器	グラウンドゴルフ	プロジェクター	マイク	ピンマイク	ホワイトボード	その他利用機器	
	ゴール	セット	利用する				
		式	持ち込み 利用しない	本	本	個	
支払方法	窓口支払 ・ 口座振込						
備考							

利用料金の納付

第15条 条例第18条の規定による利用料金は、利用する日の前日までに納めなければならない。

利用料金の返還

第19条 条例第20条ただし書の規定により、利用料金を返還することができる特別の理由及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責に帰すことができない事情により、利用できなかった場合・・・全額
- (2) 利用開始3日前までに利用の取消しがあった場合・・・5割
- (3) その他指定管理者が特に必要と認める場合・・・5割又は全額

以下の欄は記入しないで下さい

年 月 日 許可 ・ 不許可	許可番号	第 号
	減免の可否	可 ・ 否